

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民間による住宅等の建設予定地(以下「民間工事予定地」という。)における磁気探査を促進するため、予算の範囲内において、知事が認めた磁気探査費用全額について、沖縄県住宅等磁気探査費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 前条の補助金の交付は、県内の民間工事予定地において磁気探査を行おうとする住民や事業者等の建築主(以下「施主」という。)に対し行うものとする。

(補助金交付の範囲)

第3条 補助金の交付の範囲は、民間工事予定地において必要と認められる磁気探査(水平探査、鉛直探査、確認探査)に要する費用とする。

2 水平探査の面積については、民間工事予定地の敷地内において必要と認められる範囲とし、深さについては、1メートル以内とする。ただし、不発弾等の埋没可能性が極めて高い等の事由による場合は、深さについては5メートル以内とし、民間工事予定地に盛土を行った場合、又は土砂崩れ等による土砂のたい積等が生じた場合は、その盛土又はたい積等の部分の厚さに5メートルを加えた深さを限度とする。さらにこれにより難しい場合は、知事の承認を得た深さを限度とする。

3 水平探査を実施することが技術的な理由又はその他の理由により困難であると認められる場合は、知事の承認を得て鉛直探査を実施することができるものとし、その範囲については、前項を準用するものとする。

4 施主が行う建築工事に必要な土留め等の仮設費用、掘削や埋戻し等の土工費用等は含まないものとする。

5 申請年度内に完了する磁気探査であること。

ただし、特段の事情があると知事が認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、前条に規定する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付額の総額は、毎年度の予算の範囲内とする。

3 補助金交付決定額は下記ア、イのうち、いずれか低い金額とする。

ア. 第6条に基づき補助金交付申請時に提出があった磁気探査業者の見積額のうち、最も安価な見積価格

イ. 「沖縄における不発弾等探査等査定単価表」等に基づき知事が算出した磁気探査費用

(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票(様式第1号)を民間工事予定地の市町村へ提出し、知事と事前協議を行わなければならない。

(申請の手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書(様式第2号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成に際しては、最も経済的な方法で磁気探査を実施する条件で、県が策定した入札参加資格者名簿登録業者の中より3業者以上から見積書を徴し、提出しなければならない。ただし、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けている者の見積書は、無効とする。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請があった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に知事に対し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請取下

げ書（様式第4号）を提出しなければならない。

（磁気探査契約）

第9条 補助金の交付を受けて磁気探査を行おうとする者は、第7条の交付決定通知を受けた後でなければ、磁気探査業者と契約してはならない。なお、契約業者は、第6条第2項の入札参加資格者名簿登録業者より選定しなければならない。ただし、入札参加資格者名簿登録業者が「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けている場合は選定することはできない。

（事業の着手）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、30日以内に磁気探査に着手しなければならない。

（着手の届け出）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により磁気探査に着手した場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

（変更交付等の申請手続き）

第12条 交付決定の内容に変更がある場合は、速やかに知事に申請しなければならない。

2 前項に基づき補助金変更交付等の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金変更交付等申請書（様式第9号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（追加交付決定）

第13条 知事は、変更交付等の申請が金額の変更を伴う内容であった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金追加交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

（完了報告及び完了検査）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、磁気探査が完了したときから14日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第5項において知事が認めたものについては、完了期限から

- 1 4日以内に沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の報告書の提出を受けた日から10日以内に、検査を実施しなければならない。
- 4 申請者は、前項に従い知事が実施する完了検査を受けなければならない。

（額の確定）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知する。

（補助金の請求）

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の額の確定通知を受けたときは、直ちに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金請求書（様式第7号）に委任状（様式第8号）を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 補助金の交付は、前条の委任状受任者預金口座への補助金の額の振込みにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- （1）当該交付決定に係る交付申請が、偽りその他不正の行為によるものであるとき。
- （2）交付要綱及び交付決定通知書の内容が履行されていないと認められるとき。
- （3）その他、知事が特に必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第19条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部について返還させることができるものとする。

(補足)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。